

## 添付資料 9 設計業務対象施設に係る要件

設計業務対象施設に係る要求性能は次のとおりとする。諸室の機能性や効率性を考慮し、多様な目的に応じた空間利用ができるように工夫した施設計画とすること。なお、本項に記載する要求性能は市が求める最低水準であり、具体的な記載のない内容については関連法令や基準等に定める事項を参照し、学校施設として必要な性能を満たすよう計画すること。諸室の室数や面積、設備等の詳細については「添付資料10 必要諸室の諸元表」によるものとする。

### 1 前提条件

- (a) 解体、建設にあたっては、工事の進捗に影響のない範囲で工期を調整し、工区設定を工夫するなど、可能な限り屋外運動場としての使用ができる区画を確保するよう努めること。
- (b) 市の方針に基づき、建設する主要な建物（校舎・屋内運動場）については、施設のZEB化（ZEB-Ready以上）に配慮すること。
- (c) 原則として、すべて空調設備を設置すること。（廊下、倉庫、トイレ等は除く）また、屋内運動場（メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場、その他諸室）についても同様とする。

### 2 全体配置等

#### (1) 共通事項

- (a) 本施設の配置は、「佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業基本構想」で検討した配置計画によらず、事業者の提案に委ねるものとする。
- (b) 新校舎や屋内運動場は現佐野市立佐野小学校が本施設の工事中も授業等で使用することに留意した配置とすること。
- (c) 住宅地内のため、近隣住宅への日影・圧迫感・騒音等の影響に配慮した建物配置とすること。特に住宅が近接する北側には十分に配慮すること。
- (d) 既存の記念碑や記念樹、モニュメント等は「添付資料12 記念碑・記念樹等の移設・移植対象資料」を参照とした施設計画とすること。
- (e) 地域活動の場となるスペースの配置に配慮し、積極的な地域交流が行えるような施設計画を検討すること。
- (f) 敷地内や建物及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所が少ない計画とすること。やむを得ず死角となる場所には防犯カメラ等を設置すること。  
全体配置は、利便性を考慮し、類似する機能を有する諸室を集積して計画することが望ましい。
- (g) 児童生徒の登下校、諸室等へのアクセス、車両動線、配膳室への搬出入等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- (h) 本施設の整備によって近隣への日照障害を発生させない規模・配置とすること。また、近隣への電波障害を発生させないように規模・配置を検討し、障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。
- (i) 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とすること。廊下等の共用部側の壁面からも採光・通風が確保できるようにハイサイドライトを設けるなど工夫を行うこと。
- (j) 内装には漆喰や木材を使用するなど、ぬくもりや柔らかさを感じることできる校舎と

- すること。なお、漆喰については佐野市産を、木材については、市産材や県産材を使用するように努めるものとする。
- (k) 避難所としての利用も想定し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した施設計画とすること。
  - (l) 外壁、窓はメンテナンスが容易に行えるよう十分に配慮すること。また、原則としてすべての窓に網戸を設置すること。
  - (m) メンテナンスやランニングコスト等を検討した、維持管理しやすい計画とすること。
  - (n) 原則として校舎全室（廊下、倉庫、トイレ等は除く）及び屋内運動場（メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場、諸室）において、校内LANが使用できるよう、必要となる電源、電気及び通信設備を整備すること。また、上記設備は将来的な維持修繕、交換等が容易な配置、構造とするように配慮すること。
  - (o) 南面を中心とした開口部については、庇やベランダ等を活用した日射遮蔽の工夫を施し、夏期の過度な日射侵入を抑制しつつ、冬期には自然採光を十分に確保できるよう配慮すること。
  - (p) 屋外避難階段を設けるなど、火災発生時やその他の非常時に、2階以上のフロアから児童生徒が自力で安全に移動できる経路を確保すること。
  - (q) 各室の詳細な要件については、本資料に記載のほか、「添付資料10 必要諸室の諸元表」の通りとすること。

## (2) 諸室ごとの要件

### ① 普通教室等

#### ア 普通教室

- (a) 学年単位の活動等を考慮し、同一学年の教室は同一階にまとまりを持った配置を基本とすること。
- (b) 特別教室や屋内運動場への移動が容易な位置への配置とすること。
- (c) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよい教室とすること。窓の仕様（曇りガラス加工の要否）については、市と協議の上検討すること。
- (d) 児童生徒の教室サイズの拡大や大型提示装置、充電保管庫などの学習設備を配置することを踏まえた規模として、床面積は1室あたり下限を72㎡以上とし、できる限り大きな面積を確保すること。また、児童生徒の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
- (e) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (f) 学習への興味や関心を高められるような掲示スペースを設けること。
- (g) 多様化する学習に対応できるよう、情報（ICT）機器を利用できる環境を整えること。
- (h) 各教室に児童生徒の人数分のタブレット端末を収納する充電保管庫を置くスペース及び電源配線を確保すること。
- (i) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (j) 出入口は移動式の電子黒板（架台を含む標準サイズ：最大高さ1,985mm）が容易に搬出入できるサイズとすること。

#### イ 多目的教室（予備教室）

- (a) 普通教室、特別支援教室、少人数指導教室として利用が可能な多目的教室を配置すること。

設計要件は原則として普通教室に準ずるが、可動間仕切りを設置し、2分割が可能な構

造とすること。また、分割後はそれぞれ独立して使用できるよう、電源、照明、空調等諸設備に配慮すること。

## ② 特別支援学級等

### ア 特別支援学級

- (a) 特別支援学級での少人数学習形態に対応できる柔軟なレイアウトになるよう工夫すること。
- (b) 障がい等の特性を考慮し、安全性を十分に確保できる配置を検討すること。
- (c) 特別支援学級の床面積等は以下のとおりとする。
  - ・普通教室と同等（下限72㎡以上）の教室 4室
  - ※可動間仕切りにより、2分割可能な構造とすること。
  - なお、分割後はそれぞれ独立して使用できるよう、電源、照明、空調等諸設備に配慮すること。
  - ・普通教室を2分割した広さの教室（半教室）（床面積の下限36㎡以上） 6室
- (d) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよい教室とすること。特に、必要に応じて曇りガラス加工をするなど、児童生徒が授業に集中できるよう配慮すること。
- (e) 児童生徒の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
- (f) 児童生徒が利用しやすい手洗い場を教室内に配置すること。
- (g) 教員が待機し、授業の準備を行えるスペースを確保すること。
- (h) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (i) 多様な学習形態に対応できる空間となるように配慮すること。
- (j) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (k) 普通教室を設置する階と同一とすることが望ましいが、設計段階で市と協議すること。

### イ 通級指導教室（前期課程：1室 後期課程：1室）

- (a) 床面積は1室あたり36㎡以上とし、各教室に黒板等を設置したり、空調を設置するなど、独立した使用ができるような構造とすること。
- (b) 障がい等の特性を考慮し、安全性を十分に確保できる配置を検討すること。
- (c) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよい教室とすること。特に、必要に応じて曇りガラス加工をするなど、児童生徒が授業に集中できるよう配慮すること。
- (d) 児童生徒の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
- (e) 児童生徒が利用しやすい手洗い場を教室内に配置することが望ましい。
- (f) 教員が待機し、授業の準備を行えるスペースを確保すること。
- (g) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (h) 多様な学習形態に対応できる空間となるように配慮すること。
- (i) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (j) 他校からの通級を考慮し、前期・後期課程用とも1階に設置することが望ましい。設計段階で市と協議すること。

## ③ 特別教室等

### ア 音楽室（前期課程：1室、後期課程：1室）

- (a) 前期課程、後期課程それぞれの使用を考慮すること。また、音楽活動をより充実できる

よう、発表空間・練習空間をできる限り確保すること。

- (b) 他の教室や近隣への音の影響に十分配慮し、普通教室からは出来るだけ離れた位置に配置することが望ましい。
- (c) 室内音響に配慮すること。
- (d) 音楽室から直接出入り可能な準備室・器具庫を設けること。なお、準備室・器具庫は、必要とする楽器等を十分余裕をもって保管でき、楽器等に直射日光が当たらない保管スペースを確保すること。
- (e) 後期課程の生徒が利用する音楽室については、特に大きい面積を確保できるよう工夫すること。

#### イ 理科室（前期課程：1室、後期課程：2室）

- (a) 前期課程、後期課程それぞれの使用を考慮し、実験用机や必要となる各種設備を適切に配置し、学習環境に必要な設備を設けること。
- (b) 顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 収納棚を十分に設置し、棚は外部から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。
- (d) 原則として、理科室から直接出入り可能な準備室を設けること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (e) 必要に応じて隣接する廊下などに研究成果などの資料掲示スペースを設けること。  
理科準備室は理科教材、備品、器具等を十分に収納でき、準備室内で実験作業ができるスペースを確保すること。また、室内に実験台を1台設置すること。
- (f) 準備室内に、別途施錠が可能な薬品庫（薬品保管室）を設けるとともに、薬品庫内に施錠できる薬品保管庫（薬品保管用什器）を設置すること。  
また、薬品保管庫の設置に際しては地震その他の原因により転倒しないよう、壁面等に固定すること。
- (g) 後期課程の生徒が利用する理科室2室については、特に大きい面積を確保できるよう工夫すること。

#### ウ 図工室

- (a) 工作、図画など、主に前期課程の児童が様々な制作活動を行えるよう必要な設備を設けること。
- (b) 作品の制作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 図工室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品や材料の保管スペースを設けること。
- (d) 必要に応じて隣接する廊下などに作品展示スペースを設けること。

#### エ 美術室

- (a) 図画など、主に後期課程の生徒が様々な制作活動が行えるよう必要な設備を設けること。
- (b) 作品の制作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 美術室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品や材料の保管スペースを設けること。
- (d) 必要に応じて隣接する廊下などに作品展示スペースを設けること。
- (e) 後期課程の生徒が利用する美術室については、特に大きい面積を確保できるよう工夫す

ること。

#### オ 技術室

- (a) 木工・金工など、主に後期課程の生徒が様々な制作活動が行えるよう必要な設備を設けること。
- (b) 作品の制作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 技術室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品や材料の保管スペースを設けること。
- (d) 必要に応じて隣接する廊下などに作品展示スペースを設けること。

#### カ 家庭科被服室

- (a) 前期課程の児童及び後期課程の生徒双方の使用を想定し整備すること。
- (b) 被服台を設けること。
- (c) 家庭科被服室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品保管スペースを設けること。
- (d) 材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- (e) 被服の授業に対応できるように用具置場を設置するなど、使いやすさを検討すること。
- (f) 必要に応じて隣接する廊下などに作品・資料展示スペースを設けること。

#### キ 家庭科調理室

- (a) 前期課程の児童及び後期課程の生徒双方の使用を想定し整備すること。
- (b) 作業台での食事等、調理の一体的利用が可能な設備を設けるとともに、調理器具の利用なども考慮し、十分な換気を確保すること。
- (c) 家庭科調理室から直接出入り可能な準備室を計画し、機材等の保管スペースを設けること。
- (d) 冷蔵庫置き場を設けるとともに、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- (e) 調理の授業に対応できるように用具置場を設置するなど、使いやすさを検討すること。

#### キ 日本語教室（前期課程：1室、後期課程：1室）

- (a) 設計要件は原則として普通教室(c)～(j)に準ずる。
- (b) 他校から児童生徒が通う場合は、低層階に設置することが望ましい。設計段階で市と協議すること。

#### ク 図書室

- (a) 学校図書館図書標準（平成5年3月29日付文部科学省通知）に基づき算出される図書数が配架・保管できることを目標とし、適正な運用ができるよう書架や収納について計画、整備すること。
- (b) 書架・机・椅子・閲覧コーナーの配置など、児童生徒がより本に親しめる環境となるように工夫すること。
- (c) 個人やグループで自習できるスペースを可能な限り設けること。
- (d) 教職員が児童生徒の様子を見守ることが出来る見通しの良い空間とすること。
- (e) 調べ学習をしやすいよう普通教室や特別教室との位置関係に配慮し、児童生徒が気軽に立ち寄り、リラックスした雰囲気での学習又は交流できるよう工夫すること。
- (f) 必要に応じて、情報学習コーナーや情報発信・展示スペースの設置を検討すること。

#### ケ メディアルーム（PC室）

- (a) PC室として使用できる水準の電源、電気及び通信設備（LAN配線等）を設けること。

- (b) 図書室と隣接して配置し、可動間仕切り等により、図書室と一体として授業や図書閲覧、自習等に使用できるよう整備すること。

#### コ 生活指導室

- (a) 職員室との動線に配慮すること。また、可能な限り普通教室等児童生徒が常時滞在する教室から離れた配置とすること。
- (b) 防音などプライバシーに配慮して設置すること。

#### サ 多目的ホール

- (a) 普通教室2室分を1室として、児童生徒の小集会や説明会、学校関係者による会議など、多目的に使用できるホールを整備すること。
- (b) 上記の使用が可能となるように、マイク等の音響設備、スクリーン、ホワイトボード等必要となる設備を設置すること。

### ④ 管理諸室

#### ア 職員室

- (a) 屋外運動場、校門等を見通すことができ、児童生徒や来訪者を確認しやすい配置とすること。
- (b) 校内各所への移動が容易にでき、かつ、緊急対応ができるよう、配置・動線に配慮すること。
- (c) 児童生徒・保護者が気軽に入りやすいように、動線や開放性に配慮すること。
- (d) 緊急時の使用も想定し、全校（校舎内外、屋内運動場）に対し一斉及び個別放送が可能な設備を備えること。
- (e) 様々な情報を管理できる情報センター機能を整備すること。
- (f) 校務処理などを支援する学校LAN等を構築し、情報環境を整え、OAフロアなどによる配線のための空間を確保すること。また、将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるように、配線等の増設・変更が容易な設計とすること。
- (g) 打合せスペース、流し・湯沸かし器等の設備（給湯スペース）を室内または職員室に隣接した場所に整備すること。
- (h) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが教職員と機能的な連携を取れるように配慮すること。
- (i) 各種資料について日常的な利用と適切な保管を考慮した棚を設けること。

#### イ 印刷室

- (a) 印刷機器設置スペース・作業スペース・用紙等の保管スペースを確保すること。なお、用紙等の収納、保管にあたっては日焼け等により用紙が変質しないよう配慮すること。
- (b) 職員室に隣接するなど、作業にあたっての動線に配慮すること。

#### ウ 教職員用休憩室（ラウンジ）

- (a) 教職員が休憩でき、また簡易な打合せやコミュニケーションがとれるスペースを確保すること。
- (b) 職員室内に配置または職員室に隣接するなど動線に配慮して整備すること。

#### エ 教職員更衣室

- (a) 教職員用に男女別の更衣室を設置すること。
- (b) 管理諸室の一角に配置し、職員玄関及び職員室との動線や、防犯対策に配慮すること。

#### オ 校長室

- (a) 室内に打合せ、応接のスペースを設け、職員室と隣接させること。また、来賓のアプローチや職員室、給湯スペースとの動線に配慮すること。
- (b) 屋外運動場、校門等を見通すことができ、児童生徒や来訪者を確認しやすい配置とすること。
- (c) 学校の歴史などに関わる各種資料などを保管するための棚等を設置すること。

#### カ 保健室

- (a) 静けさや良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童生徒が利用しやすい位置に配置すること。
- (b) 緊急車両の乗り入れがしやすいよう1階に配置し、屋外運動場等に面した側にも出入口を設けること。
- (c) 職員室、相談室と連携しやすい配置とすること。
- (d) 養護教諭2名の常駐に配慮した配置・構造とすること。
- (e) 保健室登校の児童生徒の出入り、滞在に配慮した配置・構造とすること。
- (f) 収納庫・物入れ（布団収納等）流し台、洗濯用パン等を設置し、洗濯物や布団の干し場についても考慮すること。また、出入口は移動式ベッドが容易に出入りできる大きさとし、2か所設けること。
- (g) 身長計等の備品を収納することができるスペースを設け、薬剤や機密文書、個人の健康記録等を保管する施設可能な保管庫を設置すること。
- (h) シャワー室や多目的トイレを室内または隣接した場所に設置すること。  
特に、多目的トイレはオストメイト対応とし、汚物流し（壁付）等必要な設備を設けること。
- (i) 吐瀉物の消毒等を想定し、床面の素材及び換気に十分配慮した計画とすること。

#### キ 相談（応接）室

- (a) 来客用玄関・校長室・職員室に隣接し、機能的な連携をとれるような配置とすること。
- (b) 防音などプライバシーに配慮して設置すること。

#### ク 会議室

- (a) 校長室・職員室との動線に配慮すること。また、可能な限り普通教室等児童生徒が常時滞在する教室から離れた配置とすること。
- (b) スクリーンや音響設備等を配置するなど、効率的な会議運営が可能となる環境整備をすることが望ましい。

#### ケ 放送室

- (a) 騒音・遮音対策を講じること。
- (b) 屋外運動場が見通せる配置とすること。
- (c) 放送設備は、校内（屋内運動場含む）・校外（屋外運動場）に対応できること。

#### コ 教材室

- (a) 各階に1室以上、教材等の保管のため、教材室を設けること。

#### サ 倉庫

- (a) 諸室との関連性を考慮した配置とし、階段室を活用するなど可能な限り多くの床面積を確保すること。
- (b) 必要に応じて棚等を配置し、効率的に物品の管理ができるようにすること。

#### シ サーバー室

- (a) 浸水対策のため、校舎の2階以上に配置すること。

ただし、雨漏り対策のため、最上階への配置は避けること。

- (b) おおむね20㎡以上の面積を確保し、温度調整のため窓のない構造とすること。また、扉は施錠できるようにすること。
- (c) 必要とする設備機器を設置できるよう電源、配線等を整備すること。
- (d) OA機器等管理のため、空調機を設置し（正副各1台）、機械換気設備を備えること。なお、空調機は水漏れによるOA機器破損を防ぐため、設置箇所について配慮すること。
- (e) サーバーラックを設置し、転倒防止対策を講じること。
- (f) 機器の点検、入替え等を考慮し、室内は機器の搬出入、移動が容易な配置とすること。

## ⑤ その他諸室

### ア 配膳室

- (a) 作業の流れを踏まえ、配膳室から各教室・職員室までの動線に配慮して配置すること。
- (b) 給食の搬出入口は、給食等運搬車から直接搬入ができるような構造とし、給食コンテナが円滑に移動できるよう配慮すること。
- (c) 給食配膳用のエレベーターを設置し、その壁面には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。なお、給食配膳用のエレベーターは、共用部に設けるエレベーターと兼用とすることも可とするが、兼用とする場合は、双方の動線に十分に配慮して設置すること。
- (d) 給食の配膳に利用するコンテナサイズは、幅1250mm×奥行730mm×高さ1600mmを想定しているが、設計段階において、詳細を協議の上計画すること。

### イ 学校用務員控室

- (a) 学校用務員の控室を確保すること。
- (b) 校舎の内外に出入り可能とすること。

### ウ 地域コミュニティルーム

- (a) PTAや地域ボランティア等の活動拠点を確保すること。
- (b) 校舎の外から出入り可能とすること。
- (c) 校舎内から出入り可能とするが、必要に応じて地域コミュニティルームから校舎内への動線を遮断可能な構造とすること。

### エ 児童生徒会室

- (a) 児童生徒会の活動拠点を確保すること。

### オ 児童生徒用更衣室

- (a) 児童生徒用に男女別の更衣室を設置すること。
- (b) 防犯対策について十分に配慮すること。
- (c) 屋内・屋外運動場への動線に配慮すること。

## ⑥ 共用部

### ア 昇降口・玄関等

- (a) 全校児童生徒が屋外運動場へ短時間で出入りでき、安全性にも配慮した、明るくゆとりある昇降口を配置すること。また、外履きの保管（長靴も含む）内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、扉等からの雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画すること。
- (b) 来客用玄関は児童生徒の昇降口と別に配置し、来校者の利用とセキュリティに配慮して

動線を計画すること。

- (c) 昇降口・玄関等はバリアフリーに配慮し、車いすに対応できるようにすること。
- (d) 来客用玄関は駐車場からアクセスしやすい配置とすること。
- (e) 来客は来客用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ及び傘立てを設置すること。
- (f) 昇降口及び来客用玄関には双方向通話及び来客者の画像が確認できるインターホンを設置すること。また、必要に応じて遠隔で開閉錠が可能な設備とすること。

#### イ トイレ

- (a) 児童生徒用トイレは、教室及び特別教室等からの距離、動線に配慮し、児童生徒が利用しやすい配置とすること。なお、休憩時間の待ち時間や児童生徒数等の利用者数を考慮した便器数を確保すること。
- (b) 児童生徒用トイレは、肢体不自由(軽度)の児童生徒が利用可能な設備(手すり等)を備えた大きめの便所ブースを、それぞれに1か所以上設置すること。
- (c) 多目的トイレ(バリアフリートイレ)は、車いすで利用できる仕様とし、各階の児童生徒用トイレに1か所以上設け、汚垂に配慮すること。
- (d) 教職員・来客用のトイレを、管理諸室との動線に配慮して配置すること。
- (e) トイレは、快適で明るく、清潔なイメージとなるよう照明や色使い等に配慮し、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画すること。
- (f) トイレは全て乾式とし、掃除用シンク及び清掃用具置場を確保すること。また、室内照明や手洗い水栓に人感センサーを設置すること。
- (g) 大便器は全て洋式とし、児童生徒用トイレは暖房機能付便座とすること。また、職員・来客用トイレ、多目的トイレ及び特別支援学級近傍のトイレは暖房・洗浄機能付き便座とすること。

#### ウ 廊下・階段

- (a) 廊下や階段は、教室と同程度の天井高として空間的に開放感をもたせるとともに、避難上有効かつ安全に十分にゆとりのある計画とし、各諸室もしくは各階を合理的かつ機能的に結合するよう配慮すること。また、配膳コンテナや給食運搬用ワゴン及び電子黒板等が容易に移動できる幅員を確保すること。
- (b) 階段は、児童生徒の安全が確保できるよう、幅員の確保や衝突防止などに留意し、手すりの形状、高さなどについても十分配慮すること。
- (c) 廊下や階段は、掲示板やピクチャーレール等、作品等を展示できるよう設え、情報発信できる空間としても計画すること。なお、掲示板はマグネット及び画鋸のいずれも使用可能なものとする。
- (d) 廊下は、児童生徒の安全性に配慮した仕上げ等を採用することが望ましい。
- (e) 廊下の壁は、給食運搬用ワゴン等に対する壁面保護材、また、柱等には、適宜コーナガード等を必要に応じて設置すること。

#### エ エレベーター

- (a) バリアフリーに配慮した配置計画とし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。また、可能な限り緊急時に担架やストレッチャー等が利用できる仕様とすることが望ましい。
- (b) 学習資材や楽器等の大型備品の運搬に利用することを考慮した仕様とすること。
- (c) 円滑な利用と、児童生徒や教職員との衝突防止のため、エレベーターの搬入・搬出口の

前に適切な面積のたまり空間を整備すること。

- (d) 給食配膳用のエレベーターと兼用とすることも可とするが、兼用とする場合は、双方の動線に十分に配慮して設置すること。また、エレベーター内に必要な設備を備えること。

#### オ 手洗い場

- (a) 各階の廊下に適正な数量の手洗い場を設け、諸室からの利用動線に配慮すること。
- (b) 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。
- (c) 児童生徒やその他の利用者を考慮し、利用しやすい間隔となるよう配置すること。
- (d) 手洗い場には、車椅子で使用可能な箇所を1か所以上設けること。また、掃除用具用の流し台を1か所以上設けること。

#### カ 機械室

- (a) 校舎内の適切な位置に、必要とする設備を集約した機械室を設けること。

### ⑦ 屋内運動施設（屋内運動場）

- (a) 部活動や式典などを行うことができる十分な広さを確保すること。
- (b) メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場、教官室、更衣室、トイレ、手洗い場等のその他必要な諸室を確保すること。
- (c) 舞台、器具庫など必要とする設備を適宜設置すること。
- (d) 器具庫は跳び箱、マットなど必要な器具類が収納できるスペースを確保すること。
- (e) 前期・後期課程の児童生徒が体育の授業でバスケットボールを実施するため、5人制コート2面分以上の広さ・形状を確保すること。
- (f) 前期・後期課程の児童生徒が体育の授業でバレーボールを実施するため、6人制コート2面分以上の広さ・形状を確保すること。
- (g) 後期課程の生徒が体育の授業でバドミントンを実施するため、ダブルスコート3面分以上の広さ・形状を確保すること。
- (h) 前期・後期課程の児童生徒が体育の授業で卓球を実施するため、卓球台3台以上を設置可能な広さ・形状を確保すること。
- (i) メインアリーナ兼講堂には、高所の窓の開閉や清掃、試合の観覧等が可能なキャットウォークを設けること。
- (j) 近隣への音、振動を考慮した防音対策等を行うこと。
- (k) メインアリーナ兼講堂には、4か所以上の外部出入口を設けることが望ましい。
- (l) 武道場には、床の間を設けること。
- (m) 武道場には、防具を保管する棚を設置すること。
- (n) トイレ、手洗い場の設計要件は原則として「⑥ 共用部」に準ずる。
- (o) 屋内運動施設を利用する児童生徒及び来客のため、それぞれ適切な数の下足入れを設けること。
- (p) 避難所としての利用も想定し、多目的トイレを設置するとともに、空調設備及び電気通信設備を設置すること。
- (q) 屋内運動場内、屋内運動場玄関、及び校舎から屋内運動場への渡り廊下等については、バリアフリーに配慮し、車椅子に対応できるようにすること。
- (r) メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場のいずれかの諸室を2階以上に設ける場合には、専用のエレベーターを設けること。

## ⑧ 屋外運動施設

### ア 屋外運動場

- (a) 異なる学年が体育の授業を同時に実施可能な広さ・形状を確保すること。
- (b) 前期・後期課程の児童生徒が体育の授業でサッカーを実施するため、11人制コート1面分以上の広さ・形状を確保すること。
- (c) 前期・後期課程の児童生徒が体育の授業でソフトボール(ティーボールを含む)を実施するため、9人制コート1面分以上の広さ・形状を確保すること。
- (d) 前期課程の児童が体育の授業でラグビーを実施するため、バスケットボールの5人制コート1面分と同等以上の広さ・形状を確保すること。
- (e) 運動会を実施できる広さ・形状を確保すること。
- (f) 走り幅跳びが実施可能な広さ及び形状を確保すること。
- (g) 1周150m以上のトラックを確保することとし、可能な限り100m以上の直線コースを確保できるように計画すること。
- (h) 日照・通風に十分配慮した配置とすること。
- (i) 十分な水飲み場や足洗い場を屋外運動場への出入りなどに配慮した場所に設けること。
- (j) 適度な弾力性を備え、保水性と良好な排水性を確保した構造及び仕様とすること。また、砂塵の発生防止などに十分配慮し、日常のメンテナンスのしやすい仕様とすること。
- (k) 校舎及び外部からの見通しを良くし、死角のない屋外空間となるよう配慮すること。
- (l) 植栽への水遣りのために、散水栓を適切に設置すること。
- (m) 砂塵の飛散防止のために、スプリンクラーを適切に設置すること。
- (n) 屋外運動場からの砂塵による近隣への影響を抑えるため、防風柵を設置すること。また、必要に応じて防球ネット(防球ネットの天端高は屋外運動場面から概ね10m程度)を併せて整備すること。なお、防風柵の高さについては、事業予定地周辺の気象状況等を踏まえた上で必要に応じて改善提案を行うこと。また、防風柵による日影について、近隣地、農地等への影響に十分に配慮すること。
- (o) 校舎側は、校舎の窓開放を前提として、ボールの飛ぶ想定範囲に対応して防球ネットを設置すること。
- (p) 防災拠点や地域交流拠点としての役割を充足するために、屋外運動場照明を設置すること。屋外運動場照明はLED照明とし、屋外運動場全面で夜間の球技等が可能な程度の照度・配置を提案すること。点灯・消灯は、職員室及びグラウンドで操作が可能で、タイマーで自動消灯を可能とすること。
- (q) ライン引きのため、周回トラックの内外周点、直線コースの起終点、その他野球、サッカーなどの球技等のコートの角点等、主要なポイントのマークを設置すること。
- (r) 校内放送と同調が可能な音響設備及びスピーカーを適切に配置すること。
- (s) 三連掲揚塔を設置すること。
- (t) 屋外運動場のセキュリティ対策及び交通安全対策として、外部から屋外運動場に容易に立ち入ることができないよう、フェンスや門扉で囲うなど安全面に配慮すること。
- (u) 屋外運動場は、降雨時に校舎へ砂が流入することを防ぐため、校舎1階の床の高さとの兼合いに留意すること。また、同様に敷地外へ砂等が流出しないよう配慮すること。

### イ 体育用具倉庫

- (a) 屋外運動場で利用する体育器具や部活動で使用する器具を用途や種類別に整理が可能なよう設置すること。
- (b) 大型器具の出し入れがしやすいよう扉を設置すること。
- (c) 体育器具が収納された器具庫と分けられた石灰庫を設置すること。

#### ウ プール

- (a) 校外プールの利用を想定しているため、本事業には含まない。

#### ⑨ 遊具広場

- (a) 事業予定地内に、固定遊具を配置した遊具広場を設けること。
- (b) 児童生徒の安全性や屋外運動場の利用しやすさに配慮した上で屋外運動場と一体として配置することも可とする。
- (c) 設置する遊具は、すべり台1基、4連ブランコ2基、鉄棒（低を4間・中を3間・高を2間）1基、雲梯1基、ジャングルジム1基、登り棒1基を想定している。

#### ⑩ 外構等

##### ア 駐車場

- (a) 駐車場は敷地の状況等に応じ、必要台数30台程度（教職員用、来客）のスペースを設置し、可能な限り多く設けること。なお、障がい者等用駐車場（数台分）は昇降口・玄関等にアクセスしやすい位置に整備すること。
- (b) 駐車場の仕上げは、アスファルト等で舗装し、車止めを設置すること。また、駐車場内での安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮するとともに、児童等の飛び出し等による事故を防止するための安全柵や植栽等を設置すること。
- (c) 駐車場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない配置とし、外灯（自動点灯及び時間点灯が可能なもの）を適切に配置すること。

##### イ 駐輪場

- (a) 駐輪場は必要台数220台程度のスペースを設置すること。敷地の状況等に応じ、2段式でも可とする。
- (b) 駐輪場と駐車場の動線及び場内歩行者動線に十分配慮すること。

##### ウ 児童生徒送迎スペース

- (a) 大型バスが2台以上乗り入れ可能な児童生徒送迎スペースを事業予定地内に整備すること。また、保護者が送迎等で活用可能な児童生徒送迎スペースを事業予定地内に整備すること。配置にあたっては両スペースを兼用することも可とするが、児童生徒の安全性に十分配慮した配置及び動線とすること。

##### エ 校門・通用門

- (a) 児童生徒の登下校及び給食等の搬出入、緊急車両の進入路や行事等における搬出入ルートを検討した配置・大きさとし、安全確保すること。
- (b) 歩車分離を明確にし、安全性を確保した計画とすること。
- (c) 防犯、安全面を考慮し、施錠可能な構造とすること。

##### オ その他

- (a) 花壇、学校菜園、観察池（ビオトープ）等を設置すること。
- (b) 花壇は、校門付近等、人目の付きやすく、管理しやすい位置に配置すること。
- (c) 学校菜園は、50㎡以上のスペースを1か所以上設置すること。
- (d) 飼育小屋の設置については、設計段階で市と協議すること。

## ⑪ 屋外付帯施設

### ア 屋外トイレ

- (a) 男女別のトイレを設置すること。
- (b) 多目的トイレ（バリアフリースイートイレ）を設置すること。
- (c) 運動会や地域開放、地域イベント等での利用に配慮すること。

### イ ごみ置き場

- (a) 児童生徒や教職員のごみ出し動線、回収車の動線に配慮すること。
- (b) 分別などリサイクル教育への利用に配慮すること。

### ウ 屋外倉庫

- (a) 維持管理業務に必要な資材、用具等を保管する屋外倉庫を設置すること。

### エ 防災施設（防災倉庫）等

- (a) 事業予定地内の既存の防災倉庫を、事業予定地内の適切な位置に移転すること。
- (b) 必要に応じて非常用発電設備、防火水槽等の整備を想定したスペースを確保すること。
- (c) 防災用物資保管のため、災害対策に配慮すること。
- (d) 校舎、屋内運動場との動線を考慮した配置とすること。
- (e) マンホールトイレを5基程度、設置することが望ましい。

## ⑫ こどもクラブ

- (a) 事業予定地内に、こどもクラブの整備用地を確保した提案とすること。なお、こどもクラブの整備用地は整地した状態で令和12年9月までに引き渡すこと。
- (b) 校舎等他の施設、駐車場等との動線について、特に安全面に留意し配置すること。
- (c) こどもクラブの建築面積は約360㎡程度（2階建て）と想定している。
- (d) こどもクラブの整備は本事業期間中に実施するため、こどもクラブの整備に関する設計や工事工程の調整等の必要な協力を実施すること。
- (e) 事業予定地内にこどもクラブを設けないこととなった場合には、こどもクラブ整備用地として確保した敷地の利用方法について市と協議し、適宜提案内容（事業内容）を修正すること。また、市と協議の上、追加用地内にこどもクラブの整備用地を新たに確保し、整地した状態で令和12年9月までに引き渡すこと。

## ⑬ 追加用地

- (a) 「添付資料3\_事業予定位置及び現況図」図1に示す追加用地を市が取得した場合、利用方法については市と協議すること。なお、提案時においては利用方法の検討や設計は不要であるが、駐車場としての利用を想定した設計・整地・外構整備・維持管理等の実施を見込んだ価格提案を行うこと。測量業務は市が実施する。